

年末年始の消防同意に係る事務取扱いについて

当消防本部予防課における年末年始の消防同意に係る受付につきましては、次のとおりとさせていただきますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

やむを得ず受付終了期日以降に到着する確認申請等については、事前に本部予防課の担当者と調整をお願いいたします。

1 年末の消防同意受付終了日

- (1) 3日間の処理期間のもの（建築基準法第6条第1項第3号に係るもの）
令和7年12月19日（金曜日）
- (2) 7日間の処理期間のもの（建築基準法第6条第1項第3号以外に係るもの）
令和7年12月17日（水曜日）

2 年始の消防同意受付開始日

令和8年1月5日（月曜日）

3 担当部署及び連絡先

消防本部予防課予防審査係 電話 055-222-1291 FAX 055-222-7583

4 その他連絡事項

受付終了期日までに到着した同意依頼物件は、不備事項等がない限り年内に返却（発送）します。

また、お手数ですが各支店等がございましたら周知をお願いします。

【問合せ先】

甲府地区広域行政事務組合消防本部

予防課 予防審査係

TEL 055-222-1291

FAX 055-222-7583

URL yobou@kfd.or.jp